

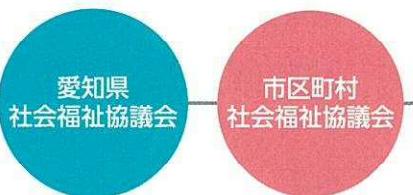
社会福祉協議会とは?

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支えあい・学びあい「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざしています。

社会福祉協議会はすべての市区町村に設置され、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係機関・団体、行政機関の参加を得て活動をすすめている公益的・自主的な組織で、地域福祉の推進を目的としています。

社会福祉協議会は住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に係わるさまざまな組織・団体と連携をとりながら活動をすすめるとともに、民間性を発揮した福祉サービスの企画と実施に努めています。



生活福祉資金とは

生活福祉資金(不動産担保型生活資金)貸付制度

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸付と民生委員による必要な援助を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を確保することを目的に昭和30年に誕生した制度です。制度創設以来、社会情勢の変化等を見据え、時代の要請に即応した制度の改正が図られ「福祉の貸付制度」としてその役割を果たしてきています。「長期生活支援資金」は生活福祉資金の資金種類の1つとして低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保に生活費を貸付け、老後を安心して暮らしていただくため平成15年度に創設され、平成21年10月「不動産担保型生活資金」に名称が変更されました。



このリーフレットは貸付条件の全てを記載したものではありません。
詳細につきましてはお住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

生活福祉資金

不動産担保型生活資金

(土地・建物担保)

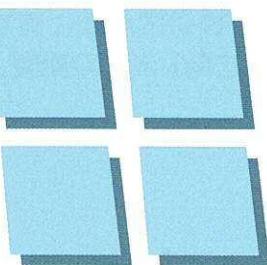
貸付制度のご案内

～住みなれたわが家で自立した老後を送れるように～



お住まいの不動産を担保に
生活資金をお貸しします。

不動産担保型生活資金は、一定の居住用不動産を有し、将来にわたり、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活費の不足分を貸し付ける制度です。



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

愛知県社会福祉協議会